

# ガソリンや軽油に関する規制の早見表

いわき市消防本部

制限	ガソリン・軽油別	規制等				
容器の制限	ガソリン	運搬車両の場合		乗用車の場合	○消防法令に適合した容器を使用してください。  <b>○特に、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは、法律で禁止されていますので、行わないでください。</b>	
		金属製容器	金属製ドラム	金属製容器		
		60ℓ以下	250ℓ以下	22ℓ以下		
	軽油	運搬車両、乗用車共通				
プラスチック製容器		金属製容器	金属製ドラム			
		30ℓ以下	60ℓ以下	250ℓ以下		
販売の制限 (1つの給油設備あたり)	ガソリン	指定数量(200ℓ)未満	○給油設備を使って、1日あたり総量200ℓ以上を容器に入れることはできません。 ○セルフスタンドで、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。			
	軽油	指定数量(1000ℓ)未満	○給油設備を使って、1日あたり総量1,000ℓ以上を容器に入れることはできません。 ○セルフスタンドで、給油設備を使って、利用客が自ら軽油を容器に入れることはできません。			
運搬の制限	ガソリン	指定数量(200ℓ)未満	○200ℓ以上を運搬する場合には、『危』の標識(0.3m四方・黒地に黄文字)を車両の前後に掲げ、消火設備を備える等の措置が必要です。			
	軽油	指定数量(1000ℓ)未満	○1,000ℓ以上を運搬する場合には、『危』の標識(0.3m四方・黒地に黄文字)を車両の前後に掲げ、消火設備を備える等の措置が必要です。			
	同時運搬	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1以上となるときは、指定数量以上の危険物を運搬しているとみなします。 (例:ガソリン100ℓと軽油500ℓを運搬する場合 → $100\ell/200\ell + 500\ell/1000\ell = 1$ )				
貯蔵の制限	ガソリン	指定数量の倍数が1/5未満	40ℓ未満	○規制は受けませんが、ガソリンは、火災の発生危険が極めて高いので、保管することは、極力控えてください。		
	軽油		200ℓ未満			
	同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1/5未満となるときは、規制を受けません。 (例:ガソリン10ℓと軽油50ℓを貯蔵する場合 → $10\ell/200\ell + 50\ell/1000\ell = 1/10$ )				
	ガソリン	指定数量の倍数が1/5以上1未満	40ℓ以上 200ℓ未満	○貯蔵場所の構造や設備等について、火災予防条例の規制を受けます。(壁、柱、床及び天井が不燃材であること等)		
	軽油		200ℓ以上 1,000ℓ未満			
	同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1/5以上以上1未満となるときは、火災予防条例の規制を受けます。 (例:ガソリン20ℓと軽油100ℓを貯蔵する場合 → $20\ell/200\ell + 100\ell/1000\ell = 1/5$ )				
	ガソリン	指定数量の倍数が1以上	200ℓ以上	○貯蔵場所の構造や設備等について、消防法令の規制を受けます。(壁、柱及び床が耐火構造であること等)		
軽油	1,000ℓ以上					
同時貯蔵	○ガソリンと軽油の数量を当該危険物の指定数量(ガソリン:200ℓ、軽油:1,000ℓ)で除し、その商の和が1以上となるときは、消防法令の規制を受けます。 (例:ガソリン100ℓと軽油500ℓを貯蔵する場合 → $100\ell/200\ell + 500\ell/1000\ell = 1$ )					

【ガソリンスタンドを利用する市民の皆さんへ】

- ガソリンや軽油の買いだめは極力控えてください。
- 消防法令の基準に適合した容器で購入してください。

